

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能 (付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、トランシーバプラン等 (L T E トランシーバプランダブル又は L T E トランシーバプランをいいます。以下同じとします。) に係る X i ユビキタス契約の申込みの際に、別表 2 に規定するトランシーバ機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(注) (略)</p> <p>第 6 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1 基本使用料 1 適用</p>	<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能 (付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第 6 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1 基本使用料 1 適用</p>								
基本使用料の適用	基本使用料の適用								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) の 2 X i ユビキタスの基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;">ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第 1 種 X i ユビキタス契約に係るもの ① 第 1 種 X i ユビキタス一般契約に係るもの</td> </tr> </table>	(1) X i の基本使用料の適用	(略)	(1) の 2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第 1 種 X i ユビキタス契約に係るもの ① 第 1 種 X i ユビキタス一般契約に係るもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) の 2 X i ユビキタスの基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;">ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第 1 種 X i ユビキタス契約に係るもの ① 第 1 種 X i ユビキタス一般契約に係るもの</td> </tr> </table>	(1) X i の基本使用料の適用	(略)	(1) の 2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第 1 種 X i ユビキタス契約に係るもの ① 第 1 種 X i ユビキタス一般契約に係るもの
(1) X i の基本使用料の適用	(略)								
(1) の 2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第 1 種 X i ユビキタス契約に係るもの ① 第 1 種 X i ユビキタス一般契約に係るもの								
(1) X i の基本使用料の適用	(略)								
(1) の 2 X i ユビキタスの基本使用料の適用	ア X i ユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第 1 種 X i ユビキタス契約に係るもの ① 第 1 種 X i ユビキタス一般契約に係るもの								

区分	基本使用料の料金種別
X i ユビキタス	I o Tプラン
	I o TプランHS
	<u>L T Eトランシーバプランダブル</u>
	<u>L T Eトランシーバプラン</u>
② 第1種 X i ユビキタス定期契約に係るもの	
区分	基本使用料の料金種別
X i ユビキタス	I o Tプラン
	I o TプランHS
	<u>L T Eトランシーバプランダブル</u>
	<u>L T Eトランシーバプラン</u>
(イ) (略)	
イ～エ (略)	
オ 別表2に規定するトランシーバ機能の提供を受けているときは、トランシーバプラン等以外を選択することができません。	
カ アの表に規定するトランシーバプラン等は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。	
<p>主 暦月の初日以外に第2種 X i ユビキタス契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、エの規定にかかわらず、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、<u>キ</u>の規定を適用します。</p>	

区分	基本使用料の料金種別
X i ユビキタス	I o Tプラン
	I o TプランHS
② 第1種 X i ユビキタス定期契約に係るもの	
区分	基本使用料の料金種別
X i ユビキタス	I o Tプラン
	I o TプランHS
(イ) (略)	
イ～エ (略)	
<p>オ 暦月の初日以外に第2種 X i ユビキタス契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、エの規定にかかわらず、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、<u>カ</u>の規定を適用します。</p>	

ク キに規定する場合を除き、第2種X i ユビキタス契約に係る基本使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

ケ （略）

コ X i デバイスプラス 300又はX i デバイスプラス 500に係るX i ユビキタスの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額（対象外機種利用料といいます。以下同じとします。）を加算します。

この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i デバイスプラス 300又はX i デバイスプラス 500が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

ただし、キの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。

区 分	X i デバイスプラス 300	X i デバイスプラス 500
当社が定めるインターネットホームページにおいてX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）向けに区分されるもの	3,400円(3,672 円)	2,700円(2,916 円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてX i データプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,900円(3,132 円)	2,200円(2,376 円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてX i デバイスプラス 500向けに区分されるもの	700円 (756円)	—
上記以外のもの	3,400円(3,672 円)	2,700円(2,916 円)

サ 当社は、コに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページに掲示する方法により説明します。

シ キの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して加算します。

ス～テ （略）

ツ 当社は、X i ユビキタスがX i ユビキタス定期契約（トランシーバプラン等に係るものに限り。）に係るものであるときは、2（料金額）に規定するトランシーバプラン等の基本使用料の額から700円（月額）を減額して適用します。

ただし、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により基本使用料を日割するときは、この額

カ オに規定する場合を除き、第2種X i ユビキタス契約に係る基本使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

キ （略）

ク X i デバイスプラス 300又はX i デバイスプラス 500に係るX i ユビキタスの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額（対象外機種利用料といいます。以下同じとします。）を加算します。

この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i デバイスプラス 300又はX i デバイスプラス 500が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。

区 分	X i デバイスプラス 300	X i デバイスプラス 500
当社が定めるインターネットホームページにおいてX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）向けに区分されるもの	3,400円(3,672 円)	2,700円(2,916 円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてX i データプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,900円(3,132 円)	2,200円(2,376 円)
当社が定めるインターネットホームページにおいてX i デバイスプラス 500向けに区分されるもの	700円 (756円)	—
上記以外のもの	3,400円(3,672 円)	2,700円(2,916 円)

ケ 当社は、クに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページに掲示する方法により説明します。

コ オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して加算します。

サ～ソ （略）

	を日割して適用します。
(2) ~ (4) の2 (略)	

2 料金額

2-1 (略)

2-2 X i ユビキタスに係るもの

2-2-1 第1種 X i ユビキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	X i ユビキタス一般契約 に係るもの	I o T プラン	800円 (864円)
		I o T プランHS	1,000円 (1,080円)
		<u>L T E</u> トランシーバプランダブル	<u>1,000円 (1,080円)</u>
		<u>L T E</u> トランシーバプラン	<u>1,400円 (1,512円)</u>
	X i ユビキタス定期契約 に係るもの	I o T プラン	400円 (432円)
		I o T プランHS	600円 (648円)
		<u>L T E</u> トランシーバプランダブル	<u>1,000円 (1,080円)</u>
		<u>L T E</u> トランシーバプラン	<u>1,400円 (1,512円)</u>

2-2-2 (略)

(2) ~ (4) の2 (略)	

2 料金額

2-1 (略)

2-2 X i ユビキタスに係るもの

2-2-1 第1種 X i ユビキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	X i ユビキタス一般契約 に係るもの	I o T プラン	800円 (864円)
		I o T プランHS	1,000円 (1,080円)
	X i ユビキタス定期契約 に係るもの	I o T プラン	400円 (432円)
		I o T プランHS	600円 (648円)

2-2-2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用

(1)～(10) (略)

(略)

(11) トランシーバ機能に係る付加機能使用料の適用

ア 別表2（付加機能）に規定するトランシーバ機能に係る付加機能使用料の適用を受けているXiユビキタスについて、Xiユビキタス契約の締結と同時にトランシーバ機能の提供を受けることとなったときは、2（料金額）に規定する付加機能使用料の額から800円（月額）を減額して適用します。

イ 当社は、次のいずれかに該当する場合は、アに規定する減額適用を廃止します。

（ア）契約の解除があったとき。

（イ）トランシーバ機能の廃止があったとき。

ウ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により付加機能使用料を日割するときは、アに規定する額を日割して適用します。

2 料金額

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(略)	(略)	(略)
トランシーバ機能	1契約ごとに	2,300円(2,484円)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用

(1)～(10) (略)

(略)

2 料金額

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(略)	(略)	(略)

第3 通信料 1 適用		第3 通信料 1 適用	
通 信 料 の 適 用		通 信 料 の 適 用	
(1)通信の条件	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 基本使用料の料金種別がトランシーバプラン等のX i ユビキタスは、ショートメッセージ通信モードによる通信を行うことができません。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ 基本使用料の料金種別がI o TプランH Sの契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計の課金対象データ量が3,145,728課金対象データを超えたことを当社が確認したとき又はL T Eトランシーバプランダブルの契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計の課金対象データ量が250,000課金対象データを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、そのX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「128k通信」といいます。）を適用します。この場合において、128k通信の適用を受けているX i ユビキタスが行った通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>ク クの規定によるほか、第40条（利用中止）の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>コ～シ (略)</p> <p>ス シに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>セ～タ (略)</p> <p>チ 基本使用料の料金種別がI o TプランのX i ユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、128k通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>(注) シに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>	(1)通信の条件	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 基本使用料の料金種別がI o TプランH Sの契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計の課金対象データ量が3,145,728課金対象データを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、そのX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「128k通信」といいます。）を適用します。この場合において、128k通信の適用を受けているX i ユビキタスが行った通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>ク キの規定によるほか、第40条（利用中止）の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>シ サに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>ス～ソ (略)</p> <p>タ 基本使用料の料金種別がI o TプランのX i ユビキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、128k通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>(注) サに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
(2)～(12) (略)		(2)～(12) (略)	
(12)の2 X i ユビキタスにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が第1種X i ユビキタス契約である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モード（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。）の料金は、1料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定</p>	(12)の2 X i ユビキタスにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が第1種X i ユビキタス契約である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。）の料金は、1料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定に</p>

した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。
 ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
I o T プラン	922円
I o T プラン H S	4,608円
L T E トランシーバブランドブル	25円

イ (略)

ウ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	上 限 額
I o T プラン	800円
I o T プラン H S	2,300円
L T E トランシーバブランドブル	600円

より算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。
 ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
I o T プラン	922円
I o T プラン H S	4,608円

イ (略)

ウ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	上 限 額
I o T プラン	800円
I o T プラン H S	2,300円

エ アの規定にかかわらず、基本使用料の料金種別がLTEトランシーバランのX i ユビキタスの契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（同一契約者に限ります。）している2以上のX i ユビキタス（LTEトランシーバランに係るものに限ります。以下この欄において「一括請求グループ」といいます。）の2（料金額）の2-3の規定により算定した月間累計額から一括請求グループが保有する次表に規定する控除可能額の合計額を控除します。

ただし、料金の月間累計額が控除可能の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
LTEトランシーバラン	337,500円

オ （略）

（注） （略）

(13) ~ (24) (略)

エ （略）

（注） （略）

(13) ~ (24) (略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1 (略)

2-3-2 第1種Xiユビキタス契約に係るもの

1課金対象データごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
Xiユビキタス	I o Tプラン	0.03円(0.0324円)
	I o TプランHS	0.03円(0.0324円)
	<u>L T Eトランシーバプランダブル</u>	<u>0.0025円(0.0027円)</u>
	<u>L T Eトランシーバプラン</u>	<u>0.9円(0.972円)</u>

2-4 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金

(1) 削除

(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外

ア Xi契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。
 (ア) ~ (ウ) (略)
 (エ) 第1種Xiユビキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
 (オ) 定期契約又は第1種Xiユビキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) の解除と同時に新たにFOMAサービス契約約款に規定する定期契約 (1年定期契約を除きます。) 又は第1

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 データ通信モードに係るもの

2-3-1 (略)

2-3-2 第1種Xiユビキタス契約に係るもの

1課金対象データごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
Xiユビキタス	I o Tプラン	0.03円(0.0324円)
	I o TプランHS	0.03円(0.0324円)

2-4 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金

(1) 削除

(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外

ア Xi契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。
 (ア) ~ (ウ) (略)
 (エ) 第1種Xiユビキタス定期契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
 (オ) 定期契約又は第1種Xiユビキタス定期契約の解除と同時に新たにFOMAサービス契約約款に規定する定期契約 (1年定期契約を除きます。) 又は第1種FOMAユビキタス定期契約を締

<p>種 F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。 (カ)～(コ) (略)</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、定期契約又は第 1 種 X i コピキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ2in1又はデータ専用プランに係る第 1 種一般契約を締結するときは、2 (料金額) の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを保留し、フラット型保留解約金として登録します。</p> <p>ウ～キ (略)</p>
--

<p>結するとき。 (カ)～(コ) (略)</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、定期契約又は第 1 種 X i コピキタス定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ2in1又はデータ専用プランに係る第 1 種一般契約を締結するときは、2 (料金額) の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを保留し、フラット型保留解約金として登録します。</p> <p>ウ～キ (略)</p>

2 料金額

1 契約ごとに

区 分		解 約 金 の 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定期契約等に係る解約金	下記以外のもの	9,500円 (10,260円)
	I o Tプラン又はI o TプランHS	4,000円 (4,320円)

第 5 ～第 7 (略)

第 2 表～第 6 表 (略)

別表 1 (略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分		解 約 金 の 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定期契約等に係る解約金 (第1種 X i コピキタス定期契約を除く)		9,500円 (10,260円)
第 1 種 X i コピキタス定期契約		4,000円 (4,320円)

第 5 ～第 7 (略)

第 2 表～第 6 表 (略)

別表 1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～32 (略)	
33 トランシーバ機能	<p>(1) X i ユビキタス (トランシーバプラン等に係るものに限ります。) に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、この機能を利用している X i ユビキタスの基本使用料の料金種別がトランシーバプラン等以外となったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(3) 当社は、この機能を利用した自営電気通信設備との通信の品質を保証しません。</p> <p>(4) 契約者は通信の相手となる契約者識別番号を、当社が定める数以内であらかじめ当社に申し出てください。</p> <p>(5) この機能の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (4)に規定する当社が別に定める数又は(5)に規定する当社が別に定めるところは、「トランシーバおまとめ払いご利用規約」に定めるところによります。</p>

別表 3～9 (略)

附 則 (平成 30 年 2 月 13 日経企第 2607 号)
この改正規定は平成 30 年 2 月 20 日から実施します。

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～32 (略)	

別表 3～9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p>第1節 通信の種類 等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第54条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、共用FOMAに係る通信の種類は、通話モード、64kb/sデジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、FOMAユビキタス（トランシーバプランを除きます。）に係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、FOMAユビキタス（トランシーバプランに限ります。）に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、FOMA位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、FOMA特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード（128k通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>トランシーバ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により音声その他の音響の伝送をおこなうためのもの (2) パケット交換方式により14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10章～第14章 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	トランシーバ通信モード	(1) パケット交換方式により音声その他の音響の伝送をおこなうためのもの (2) パケット交換方式により14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p>第1節 通信の種類 等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第54条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、共用FOMAに係る通信の種類は、通話モード、64kb/sデジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、FOMAユビキタス（トランシーバプランを除きます。）に係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、FOMAユビキタス（トランシーバプランに限ります。）に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、FOMA位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、FOMA特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード（128k通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>トランシーバ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式による半二重通信であって、音声その他の音響の伝送をおこなうためのもの (2) パケット交換方式により14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10章～第14章 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	トランシーバ通信モード	(1) パケット交換方式による半二重通信であって、音声その他の音響の伝送をおこなうためのもの (2) パケット交換方式により14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの
種 類	内 容												
(略)	(略)												
トランシーバ通信モード	(1) パケット交換方式により音声その他の音響の伝送をおこなうためのもの (2) パケット交換方式により14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの												
種 類	内 容												
(略)	(略)												
トランシーバ通信モード	(1) パケット交換方式による半二重通信であって、音声その他の音響の伝送をおこなうためのもの (2) パケット交換方式により14Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの												

料金表
通則（略）

第1表～第7表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～40（略）	
41 バケットトランシーバ機能 (1) F O M A コビキタス契約者（トランシーバプランに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）から、トランシーバ通信モードを利用して、当該契約者が定める他の F O M A コビキタス契約者又は X i コビキタス契約者（L T E トランシーバプランダブル又は L T E トランシーバプランに係るものに限ります。）との間の通信をできるようにするための機能をいいます。 (2) F O M A コビキタス契約者から、当社の指定する接続点を經由して、トランシーバ通信モードにより通信するための機能をいいます。	(1) F O M A コビキタス（トランシーバプランに係るものに限ります。）に限り提供します。 (2) 当社は、契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、この機能を利用している F O M A コビキタスの基本使用料の料金種別がトランシーバプラン以外となったときは、この機能を廃止します。 (3) 当社は、この機能を利用した自営電気通信設備との通信の品質を、保証しません。 (4) 契約者は通信の相手となる契約者識別番号を、当社が定める数以内であらかじめ当社に申し出ていただけます。 (5) この機能の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (4)に規定する当社が別に定める数又は(5)に規定する当社が別に定めるところは、「トランシーバおまとめ払いご利用規約」に定めるところによります。
42～45（略）	

別表3～10（略）

附 則（平成30年2月13日経企第2607号）
この改正規定は平成30年2月20日から実施します。

料金表
通則（略）

第1表～第7表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～40（略）	
41 バケットトランシーバ機能 (1) F O M A コビキタス契約者（トランシーバプランに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）から、トランシーバ通信モードを利用して、他の F O M A コビキタス契約者への通信をできるようにするための機能をいいます。 (2) F O M A コビキタス契約者から、当社の指定する接続点を經由して、トランシーバ通信モードにより通信するための機能をいいます。	(1) F O M A コビキタス（トランシーバプランに係るものに限ります。）に限り提供します。 (2) 当社は、契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、この機能を利用している F O M A コビキタスの基本使用料の料金種別がトランシーバプラン以外となったときは、この機能を廃止します。 (3) 当社は、この機能を利用した自営電気通信設備との通信の品質を、保証しません。 (4) 契約者は通信の相手となる契約者識別番号を、当社が定める数以内であらかじめ当社に申し出ていただけます。 (5) この機能の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (4)に規定する当社が別に定める数又は(5)に規定する当社が別に定めるところは、「トランシーバおまとめ払いご利用規約」に定めるところによります。
42～45（略）	

別表3～10（略）